

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成22年3月30日

二戸地方振興局長 佐々木 雄 康

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバース二戸福岡店 二戸市福岡字八幡下59番地14
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 平成22年3月25日及び同年4月2日
- (5) 変更の理由 来客の利便を図るため

2 届出年月日 平成22年3月15日

3 縦覧場所 二戸地方振興局企画総務部及び二戸市役所